

地理空間情報の活用推進に関する行動計画
(G空間行動プラン)

平成23年9月
地理空間情報活用推進会議

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)			
						① IT戦略	② 新 成長 戦略	③ 海洋基 本計画	④ 宇宙基 本計画
第1章 地理空間情報の活用の推進に関する全般的施策									
1. 関係主体の推進体制の整備と連携の強化									
(政府が一体となった施策の推進とその体制整備)									
1	1章1 (1)	戦略的体制及び 運営のあり方の 検討	国の関係部局や地方公共団体、民間事業者からのヒアリング等を行い、地理空間情報の整備・更新・提供・流通や準天頂衛星による衛星測位システムに関する現状や課題について調査を進める。	地理空間情報活用推進会議(以下「推進会議」という。)	現状や課題についての調査を進める。				
2	1章1 (1)	衛星測位に係る 施策の推進体制の見直し等の 検討	衛星測位に関する施策の推進体制については、必要に応じて、平成20年5月に成立した宇宙基本法及びそれに基づいて設置される宇宙開発戦略本部での議論や、平成21年6月に策定された宇宙基本計画等を踏まえつつ、宇宙基本法及び地理空間情報活用推進基本法の基本理念に沿って見直し等を検討する。	内閣官房(宇宙開発戦略本部事務局)	宇宙開発戦略本部の下に我が国の測位衛星システムの推進を検討する体制を整え、事業計画の策定を行い、平成24年度予算措置の是非に関する判断を行う。				○
(国と地方公共団体との連携・協力)									
3	1章1 (2)	国と地方公共団体との連携	地理空間情報の活用推進に関する都道府県の担当者を対象とした会議等を開催し、連携を図る。	国土交通省	各都道府県と連携を図るため、担当者会議等を平成20年度から実施する。				
4	1章1 (2) 1章5 2章3 (2)	統合型GISの普及・啓発の推進	統合型GISの活用推進に関する都道府県の担当者を対象とした会議を開催し、普及・啓発の推進を図る。	総務省	統合型GISの活用・推進を図るため、統合型GIS自治体連絡会議を実施する。				
5	1章1 (2)	国と地方公共団体等の連携による 基盤地図情報の整備	基本測量や公共測量の測量成果の相互利用や測量作業の調整等について国と地方公共団体が連携し、基盤地図情報・デジタル画像情報の整備、適時の更新及び提供を行う。	国土交通省	平成23年度までに市街化区域・市街化調整区域において、基盤地図情報・デジタル画像情報を整備し、基本測量及び公共測量を基に随時更新・提供を行う。	○			
(産学官の連携)									
6	1章1 (3)	地理空間情報産学官連携協議会の開催	地理空間情報高度活用社会の実現に向け、広く産学官の関係者、有識者の参画する地理空間情報産学官連携協議会を開催する。	推進会議	引き続き、地理空間情報産学官連携協議会を開催する。				
7	1章1 (3)	新産業創出への貢献	地理空間情報の活用を中心に、技術・市場・制度面の検討を積極的に行っているgコンテンツ流通推進協議会などの民間団体における連携の取組を促進する。	経済産業省	地理空間情報の認知度の向上や、利活用の普及・促進をgコンテンツ流通推進協議会等の民間団体等と協力しつつ推進する。				
8	1章1 (3)	JIS原案作成委員会への参画	官民の関係者からなるJIS原案作成委員会を国内審議団体と連携して開催し、地理空間情報に関する標準のJIS化に向けた検討に参画する。	経済産業省 国土交通省	・位置・空間情報に関するWebなどの情報処理における記述方法として、「空間」に関する識別子Place Identifier(PI)のJIS化を図る。(経済産業省) ・ISOにおいて新たに国際規格が確定した項目について、必要に応じて、順次速やかにJIS化原案を作成する。(国土交通省)				

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)				
						① IT戦略	② 新成長戦略	③ 海洋基本計画	④ 宇宙基本計画	
9	1章1(3)	「G空間EXPO」の開催の検討	「G空間EXPO」の開催について産業界・学界と連携して検討する。	推進会議	G空間EXPO実行委員会構成員によるシンポジウムを実施する方向で産学官で連携して企画・検討する。また、平成24年6月の開催予定の「G空間EXPO」に向けて企画・検討を行う。					
2. 調査・研究等の実施										
10	1章2	地理空間情報の流通における個人情報保護、データの二次利用等の課題についての調査・研究	GISの利活用にあたっての個人情報保護、データの二次利用等の地理空間情報の提供・流通に関する課題の調査・研究を行う。	国土交通省	平成22年度に地理空間情報活用推進会議において策定した個人情報保護・二次利用促進に関するガイドラインについて、実用性の観点から検証を行う。	○				
11	1章2	国の安全に及ぼす影響に関する調査・研究	地理空間情報の提供・流通における、国の安全の観点から配慮すべき事項に関する調査・研究を行う。	国土交通省	平成22年度の調査結果を踏まえ、平成23年度も引き続き、地理空間情報のうち、地図や空中写真等に関する、国の安全の観点から配慮すべき事項について検討する。					
12	1章2 2章2(2)	整備・更新手法及び品質評価等に関する調査検討	モデル的な実証調査等を行い、基盤地図情報の整備、更新、管理などを効率化する研究を行う。	国土交通省	平成23年度も引き続き、基盤地図情報の整備・更新等に関する手引き等の普及・啓発により、基盤地図情報の利活用推進を図る。					
13	1章2	工事図面等を活用した基盤地図情報の更新技術の開発	工事で電子納品されるCAD図面の情報を活用し、基盤地図情報を円滑に更新する技術や基準を開発する。	国土交通省	道路基盤地図情報のシームレス化作業の自動化を念頭に置いて、部分更新(接合・標定)技術のアルゴリズムを、平成23年度に開発する。					
15	1章2	屋内外シームレス測位環境の構築のための環境整備	衛星測位システム受信機をそのまま屋内測位にも利用可能とするIMES(Indoor Messaging System)を活用した屋外～屋内を問わないシームレス測位環境の構築に寄与するため、当該技術の利用拡大のための普及啓発を行う。	文部科学省	IMESの技術仕様(準天頂衛星システムユーザインタフェース仕様書(宇宙航空研究開発機構(JAXA)が平成20年6月に1.0版を公開、平成23年2月に1.2版に改訂)の付録に記載)について、必要に応じて更新を実施する。		○			
17	1章2	地球観測衛星の継続的な開発	陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の利用実証を通じてリモートセンシング技術や画像処理技術の高度化を図るとともに、分解能の向上などレーダや光学センサの高度化に必要な研究開発を行う。	文部科学省	継続して研究開発を実施することにより、リモートセンシング技術等の高度化を図る。		○		○	
21	1章2	GEO Gridの推進	衛星等によって入手された画像データを有効活用するための大容量データ処理技術の開発及びインフラ整備を行う。インフラ整備の一環として、効率的にペタバイト級の地球観測衛星のデータアーカイブシステムを構築する。	経済産業省	平成22年度までに基本システムを完成し、その後もインフラ整備を継続する。	○	○		○	
22	1章2	G空間プロジェクトの推進	地理空間情報を活用した新たな産業・サービスの創出と発展に向けた取組を実施する。	経済産業省	平成25年までに誰もが地理空間情報を利活用し、楽しむことができるような社会の実現を目指し、地理空間情報の利活用を促進するための流通基盤の整備、生活や産業における利用の高度化、測位衛星等からの位置情報を有効活用できる環境の整備等を行う。	○	○			

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)			
						① IT戦略	② 新成長戦略	③ 海洋基本計画	④ 宇宙基本計画
153	1章2	防災見える化の推進	災害リスク情報等の防災上役立つ情報について関係者が一目で理解できるようにするとともに幅広い応用も可能にすることを目的とした「災害リスクの見える化」を推進するため、産官学の関係者を集めた検討会を実施し、災害リスク情報に係るデータ作成ガイドラインや標準インターフェース仕様(アプリケーション・プログラム)の間でデータの取り出し等について共通の動作が行われるようにするデータ変換等の仕様)等の検討、情報の利活用の促進を図る上で必要なオントロジー(体系化された情報の区分設定と共通名称の付与)を構築する。 また、災害対応物資・機材等のロジスティクス情報等を関係者が共有できるようにする「現場見える化」の検討を行う。	内閣府	地理空間情報産学官連携協議会の下でワーキンググループを開催するなどにより、産学官が連携して「防災見える化」の推進に向けた検討を行う。	○			
154	1章2	eクリエイション空間実証実験事業の推進	地域やビル構内に偏在する様々な情報を利用した地域活性化、コンテンツ市場創造及び、子供からお年寄りにとって安全安心な街づくりを推進するため、個人のニーズにきめ細かく応えるサービス基盤技術に電波、照明技術などを組み合わせた実証事業を行うと共に、実現に必要な国際標準化、インフラ規制緩和等制度的課題抽出を行う。	経済産業省	平成20年度の先導的プロジェクトの結果をもとに、平成23年度までには、実証プロジェクトを全国に展開する。	○	○		
155	1章2	次世代地球観測センサ等の研究開発	衛星搭載用ハイパースペクトルセンサの開発を行う。また、資源探査、農業利用、森林・環境監視等の利用技術研究開発を行う。	経済産業省	平成26年度までに空間分解能30m、バンド数185を有するハイパースペクトルセンサを開発する。また、ハイパースペクトルセンサから得られるデータを有効に活用するため、スペクトルデータベースの整備、資源、農業、森林・環境監視等の利用技術開発を行う。		○		○
156	1章2	土砂移動を考慮した治水安全度評価手法に関する研究	LP(レーザープロファイラ)データ等を活用し、洪水時の侵食や堆積等土砂移動を正確に予測し、沿川の治水安全度評価を高度化する手法を検討する。	国土交通省	平成21年度に検討した地形調査手法を踏まえ、平成22年度は治水安全度評価まで一連の検討手法を一次構築し、課題を抽出する。平成23年度までに課題を解決するとともに実態調査法から安全度評価までを含めた治水安全度評価手法を検討する。				
174	1章2	高精度なデジタル森林空間情報を生物多様性の保全や国土保全施策等に活用するためのデータ解析技術の開発	デジタル空中写真撮影や航空レーザー計測等の次世代の森林計測技術を活用し、森林植生等の詳細な分析や、山地災害発生時の影響度の推測を行うための技術開発を実施し、施策展開に向けた実用化を図る。	農林水産省	平成24年度までに、デジタルデータを活用した効率的かつ精度の高い調査・分析手法に係る実用化技術を開発する。				

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)				
						① IT戦略	②新 成長 戦略	③ 海洋基 本計画	④ 宇宙基 本計画	
175	1章2	圃場環境GIS-DBの構築と評価・予測システムの開発等への応用	土地利用、品種、気象条件などを含んだ圃場環境GISデータベースを構築するとともに、このデータベースを用い、水稻を対象とした地域スケールでの組み換え・非組み換え作物間の交雑率推定指標の高精度化を図る。	農林水産省	平成24年度までに指標の高精度化を図るとともに、水稻以外の作物への適応可能性を検討する。					
182	1章2	地理空間情報を活用した新事業の創出・展開のための産学官連携プロジェクト	公益性の高い複数のサービス分野において、実現を目指す先進的な取り組み事例を調査し、公益的なサービス等の新事業を創出・展開していくための共通的な課題について、ルールや仕組みづくりを検討し、共通課題解決のための運用指針を作成する。	国土交通省	平成25年度に共通課題解決のための運用指針を作成する。					
183	1章2	航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究	樹高や植生の疎密度など新たな土地被覆分類手法を構築し、土地被覆が土地の脆弱性に与える影響を評価する手法を提示してマニュアル化する。	国土交通省	平成25年度までに土地被覆分類手法を構築するとともに、評価手法の提示及びマニュアル化を行う。					
184	1章2	公共的屋内空間における三次元GISデータの基本的仕様と効率的整備方法の開発	公共的屋内空間について、避震計画の策定等に必要となる三次元GISデータの基本的な仕様案を作成する。また、既存の設計図面等をGISデータに結合させることで、三次元GISデータを簡便に整備する方法を開発し、マニュアル案にまとめる。	国土交通省	平成25年度までに基本的な仕様案と既存資料を活用した効率的な三次元GISデータの作成方法に関するマニュアル案を作成する。	○				
185	1章2	VLBI2010観測システムの整備	我が国の位置情報基盤を安定かつ高精度に維持し、複数プレートの重なり合う日本周辺地域の地殻変動監視をおこなうため、VLBI2010観測システムを構築していく。	国土交通省	国際VLBI 事業(IVS)において、新システムへの移行が決定され、平成28年度から新システムを用いた本格的な国際観測が開始される見込みである。我が国の測地基準系を維持していくためには、平成27年度末までに新システムに対応したVLBI 観測局を整備する。					
3. 知識の普及等										
(セミナー等の開催)										
23	1章3	地理空間情報の利活用促進のためのセミナーの開催等	地理空間情報の活用の有効性や技術に関するセミナーや国の施策、国と地方公共団体等との連携に関する説明会等を開催する。またGISの普及のためのパンフレットを作成する。	国土交通省	地理空間情報の活用の有効性や技術に関するセミナーや国の施策、国と地方公共団体等との連携に関する説明会等を全国で毎年実施する。また、各種団体が実施するセミナー、研修等に講師、講演者等を派遣する。					
24	1章3	地域における中核組織と連携した知識の普及	地域において、地理空間情報に関する専門知識を有する大学や民間企業等からなる中核組織と連携したセミナー等の開催や、地域ブロック別などで国とこれらのような中核組織が連携を図るための検討を行う。	国土交通省	地域ブロック別などで国と地理空間情報に関する専門知識を有する大学や民間企業等からなる中核組織の連携を図り、意見交換会・協議会等を開催する。					

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)			
						① IT戦略	② 新成長戦略	③ 海洋基本計画	④ 宇宙基本計画
(インターネットによる情報提供)									
27	1章3	政府のGISポータルサイトの充実	GISの整備・普及に係る政府の取り組み等について幅広く広報するため、政府の実施するGIS施策に係る総合的なポータルサイトの運用を継続する。	推進会議(地理情報システムワーキンググループ)	GISポータルサイトの内容を充実させ、国民に対して利用価値の高い情報を提供する。				
28	1章3	地理情報共用Web Gateウェイの構築	府省横断的な地理情報の利活用を図るため、各府省のシステムが共通して備えるインターフェースの普及を促進するとともに、ユーザが各府省の地理空間情報を使うためのGateウェイを政府のGISポータルサイトに構築する。	推進会議(地理情報システムワーキンググループ)	内容の更なる充実を図る。				
29	1章3	官民連携ポータルサイトに関する検討	民間と連携して官民の情報を総合的に提供するポータルサイトの構築について検討する。	国土交通省	GIS-JAPAN ポータルサイト(仮称)を公開し、試験運用の準備を進める。				
4. 人材の育成									
30	1章4	地理空間情報の活用を担う人材育成の推進	測量士及び測量士補のあり方及び測量士及び測量士補試験の科目に地理情報システム及び汎地球測位システム測量を追加することについて検討する。また、測量技術者にかかる資格制度について検討を行う。	国土交通省	平成21年度から測量士及び測量士補試験の科目に地理情報システム及び汎地球測位システム測量を追加している。また、測量行政懇談会の下に設置されている測量資格制度部会において、引き続き、測量技術者にかかる資格制度について検討を行う。				
158	1章4	教育分野への地理空間情報の活用推進プロジェクト	初等中等教育において利用できる、地理空間情報・GISを活用した学習プログラム等を作成する。	国土交通省	平成23年度までに学習プログラム等を作成する。				
186	1章4	地方公共団体における地理空間情報の高度活用促進	地方公共団体等において、地理空間情報を高度に活用する個別行政ニーズに対応する人材育成プログラムを体系的に整備することにより、空間分析能力の高い人材を育成し、地理空間情報の高度な活用を促進する。	国土交通省	平成25年度までに、地方公共団体等の個別行政ニーズに対応する、地理空間情報に関する人材育成プログラムを体系的に整備する。				
5. 行政における地理空間情報の活用									
(国における活用)									
32	1章5 2章3 (1)	総合防災情報システムの整備	防災関係機関が有する防災情報を共通のシステムに集約し、その情報にいずれからもアクセスし、入手することが可能となることを目指した共通基盤を整備する。	内閣府 関係府省	システムの運用を継続的に実施する。	○			○
33	1章5	犯罪情報分析におけるGISの活用	犯罪統計、犯罪手口等の情報を電子地図上に表示し、他の様々な情報を組み合わせるなどして犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析し、よう撃捜査(犯行予測に基づき捜査員を先行配置して検挙する捜査)等を支援する情報分析支援システム(CIS-CATS)を積極的に活用する。	警察庁	情報分析支援システム(CIS-CATS)を積極的に活用する。				
35	1章5	特殊土壌地帯推進調査	地理情報システムを活用し、特殊土壌地帯対策の実施状況等の情報と数値地図情報との一元化を図り、実施状況等を整理したデータベースを更新する。	農林水産省	引き続き運用する。				

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)			
						① IT戦略	② 新成長戦略	③ 海洋基本計画	④ 宇宙基本計画
36	1章5	国有林地理情報システムの運用	国有林における森林情報を一元的に管理する森林GISの運用等を行い、国有林野の管理経営の効率化を図る。	農林水産省	引き続き運用する。				
37	1章5	地質資源情報の電子化	鉱物、燃料、地熱等の地質資源に関わる情報を、GIS化したデータベースとして整備する。石油等の資源開発及びこれに関連する環境管理等での地球観測衛星データの利用技術においてGISを活用する。	経済産業省	出版済みの各種地質資源図を電子化して整備を図る。	○	○		○
38	1章5	国立・国定公園総点検事業	全国の国立・国定公園について、科学的データに基づき、指定状況等の総点検を実施する。	環境省	平成23年までに、全国の国立・国定公園の総点検を実施。その後、成果を活用して引き続き公園計画の点検を実施する。				
160	1章5	大深度地下利用に関する情報の整備	事業者等が個別に保有している鉄道等の地下の埋設状況等、地下情報のワンストップサービス化を図るため、大深度地下に関する情報システムの整備を行う。	国土交通省	継続的に管理・運用する。				
(地方公共団体における統合型GIS導入促進)									
39	1章2章2(2)3(2)	統合型GISの技術的支援	基盤地図情報を用いた地理空間情報の整備・更新など地理空間情報の電子的整備・更新に対して、講習会の開催、技術相談対応、技術に関するセミナーなどの技術的支援を行う。	国土交通省	講習会の開催、技術相談対応、技術に関するセミナーを開催する。				
40	1章52章2(2)3(2)	統合型GISの整備に要する地方財政措置	統合型GISの整備に要する経費について地方財政措置を実施する。	総務省	継続的に実施する。				
6. 国際協力の推進									
(会議等への参画)									
41	1章6	国際規格策定作業への貢献	国際標準化機構(ISO)における地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ積極的に参加する。	経済産業省 国土交通省	・位置・空間情報に関するWebなどの情報処理における記述方法として、「空間」に関する識別子Place Identifier(PI)の国際規格化を図る。(経済産業省) ・国際規格の規格策定作業として、国内委員会に参加するとともに、日本の国益を主張しつつISOの国際規格化を図る。(国土交通省)				
42	1章6	海外技術協力の推進	国連アジア太平洋地域地図会議、アジア太平洋GIS基盤常置委員会等の国際的な地理空間情報活用の活動を積極的に推進していく。	国土交通省	国連アジア太平洋地域地図会議に政府代表として参加するとともに、同会議の決議に基づき常設された同地域の地理情報データ基盤整備のあり方、そのための国際協調に関する技術的・政策的協議をするための会議、委員会を推進していく。				
(データ整備・提供等)									
43	1章6	国際GNSS事業(IGS)への参加	国際GNSS(Global Navigation Satellite Systems)事業等が実施する国際地観測等への参加を行う。	国土交通省	登録局を安定的に運用する。				

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)			
						① IT戦略	② 新成長戦略	③ 海洋基本計画	④ 宇宙基本計画
44	1章6	地球地図プロジェクトの推進	我が国を中心とする各国との国際協働により、地球陸域全体の数値地図データセットを整備する「地球地図プロジェクト」の推進を図る。	国土交通省	平成24年度までに地球地図第2版を整備する。				
45	1章6	各国の地質図等作成	世界各国の地質調査機関から構成されている世界地質図委員会(Commission for the Geological Map of the World, CGMW)において、東・東南アジアの陸域・海域の1/500万地質図を作成する。国際プロジェクト“One Geology”に参画し、1/100万全球デジタル地質図の作成に協力する。	経済産業省	平成24年までに東・東南アジア地質図を作成する。OneGeologyプロジェクトに参加してその推進に貢献する。	○	○		○
46	1章6	「センチネル・アジア」プロジェクトの推進等による衛星データの提供	Web-GISを用いて地図データ等との重ね合わせによる付加価値のついた地球観測衛星画像等をインターネットを通じて提供し、アジア地域の国々で災害関連情報を共有する我が国主導の「センチネル・アジア」の推進等を通じ、我が国の陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)などの地球観測衛星の観測データを、開発途上国を中心とした諸外国の関係機関に提供する。	文部科学省	従来の活動を継続して実施するとともに、海外衛星との連携等の実施により、「センチネル・アジア」プロジェクトを推進する。ただし、我が国の陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の地球観測データの提供については、アーカイブデータの提供のみとなる。		○		○
176	1章6	気候変動・防災対策の総合的推進	地球地図のグローバルスタンダード化を行うことにより、関係諸国の気候変動対策の立案能力の向上を図り、気候変動対策において国際社会における主導的役割を発揮する。	国土交通省	気候変動の緩和・適応策に関する議論や政策決定過程において、地球地図に各種データを組み合わせる。また、地球地図をインターネット上で簡単に利用できるツールの試験運用を開始する。				

第2章 地理情報システム(GIS)に関する施策

1. 地理空間情報の整備・提供に関する基準等の策定・普及

(地理情報の標準化)

47	2章1(1)	地理情報標準の整備	ISOの国際規格に整合して地理情報標準をJIS化する。また、地理情報標準の普及のため、最新のISO規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル(JPGIS)を適時に改訂するとともに、その普及を図る。また、地理情報標準に準拠したデータ整備が円滑に進むよう技術的な支援を行う。	国土交通省	ISOにおいて新たに国際規格が確定した項目について、必要に応じ、順次速やかにJIS化原案を作成する。また、適時にJPGISを改定するとともに、GMLとJPGISを一体化する。				
48	2章1(1)	地理情報標準を使用した基盤地図情報の整備・提供	基盤地図情報を整備・提供する際には、率先して地理情報標準プロファイル(JPGIS)、GMLを使用し、これらの普及のための環境整備を図る。	国土交通省	基盤地図情報はJPGIS、GMLを使用して整備・提供する。				
49	2章1(1)	地理情報標準の普及	地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援を行う。	国土交通省	地理空間情報の標準化の普及・啓発活動として、毎年全国でセミナーを開催するほか、ホームページで技術支援ツールを必要に応じて提供する。				

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)			
						① IT戦略	② 新成長戦略	③ 海洋基本計画	④ 宇宙基本計画
(地理空間情報全般の整備・更新・提供・流通に関するルール等)									
50	2章1(2) 2(1)	地理空間情報の位置的整合性を担保する方法の検討	モデル的な実証調査等を行い、基盤地図情報を基準に整備した地理空間情報の位置的整合性の検証を実施し、地理空間情報の位置的整合性を担保する方法を検討する。	国土交通省	平成22年度に検討した位置的整合性を担保する方法について、平成23年度から地方公共団体等に対して技術的支援を開始する。				
52	2章1(2)	地理空間情報を容易に組み合わせる方法の検討	既存のWebサーバに所有されるデータを重畳的に表現可能にするツール(SVGなど)に関する動向調査等を行う。	経済産業省	SVGを使った地図表現については、平成23年度中のJIS制定を目指す。				
53	2章1(2)	地理識別子体系等の調査検討	地名や住所等から地理空間情報上の場所や地域の特定を可能とする地理識別子の体系等に関する調査検討を実施する。また、共有した地理空間情報を容易に組み合わせる際のキーの一つである地名コードについて検討する。	国土交通省	平成23年度も引き続き、地名コードについて検討を実施する。				
54	2章1(2) 4(1)	地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインの策定	地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインを策定する。	推進会議	平成22年9月に策定した「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」の普及・啓発を図る。	○			
55	2章1(2) 4(2)	地理空間情報を扱う際のデータの二次利用に関する実務上のガイドラインの策定	地理空間情報を扱う際の(データの二次利用に関する)実務上のガイドラインを民間を含めた体制で検討し策定する。	推進会議	平成22年9月に策定した「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」の普及・啓発を図る。	○			
56	2章4(3)	国の安全の観点から配慮すべき事項についての適切な枠組みの構築	国は、地理空間情報の活用推進とのバランスを取りつつ、国の安全の観点から配慮すべき事項について適切な枠組みの構築を図る。	推進会議	適切な枠組みを構築する。				
57	2章1(2)	国土変遷アーカイブ整備	国土地理院が保有する旧版地図等をアーカイブ化し、提供する。また、過去に作成され、電子化や提供・流通が図られていない地図や統計データ等の歴史的資料の活用方策についても検討する。	国土交通省	過去のデータ整備の防災、国土管理、地域活性化等への利活用について引き続き検討する。				
152	2章1(2)	日本及び世界の水資源確保のための情報の体系的な収集・提供システムの整備	我が国の水資源の確保を図り、世界の水危機の解決に貢献するために、水資源に関する体系的な情報収集・提供・解析システムの検討を行う。	国土交通省	平成23年度までに、水資源情報の体系的な情報収集・提供システムの整備を図る。				
162	2章1	都市・地域の基礎的データ収集・利活用方策検討調査	都市計画の評価やそれを踏まえたPDC Aサイクルを支える根拠として、都市計画基礎調査の位置づけを強化し、より効果的な都市計画の実現を図るため、都市計画基礎調査ガイドランス(調査編、分析編、利活用編)を取りまとめる。	国土交通省	平成23年度までに、都市計画基礎調査ガイドランスを作成する。				

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)			
						① IT戦略	② 新成長戦略	③ 海洋基本計画	④ 宇宙基本計画
187	2章1	場所情報コードの活用推進	場所情報コードを共通の基盤として整備・利用するために必要なガイドラインを策定し、新たな位置情報サービスの創出を推進する。	国土交通省	平成23年度末までにガイドライン案を作成する。	○			
(基盤地図情報の整備のための基準等の普及)									
58	2章1(3)	公共測量に係る作業規程の準則の普及促進	平成20年3月に改訂した公共測量に係る作業規程の準則を普及するため、測量法第35条に基づき公共測量の年度計画を把握するとともに実施計画書の提出を促し、適切な技術的助言の実施及び成果提出の促進を図る。	国土交通省	毎年、年度計画の把握等を行う。				
2. 地理空間情報の整備・更新・提供の推進									
(主題図等)									
59	2章2(1)	主題図データの整備・提供	防災、環境及び土地利用に関する各種の主題図データ(地形分類や土地利用など)の整備・提供を行う。	国土交通省	整備・提供する主題図データを増加させる。				
60	2章2(1)(3)	国土数値情報の整備・更新・ダウンロードサービス	土地利用、地価等の国土数値情報を整備し、適時に更新するとともに、データをインターネットで提供する。	国土交通省	毎年度整備・更新を行った情報をインターネットでダウンロード可能とする。				
61	2章1(1)(1)(3)	地質情報の整備	防災(地震動、土砂災害等)や国土の有効利用に資するために、国土の基礎的な基本情報としての地質情報整備の推進を図る。	経済産業省	平成26年度までに各種地質図幅類を、5万分の1地質図幅については国土の75%を、20万分の1地質図幅においては改訂を、海洋地質図においては日本周辺海域の100%をカバーする。シームレス地質図をウェブ公開し、整備・更新を継続する。	○	○		○
62	2章2(3)	地盤情報の提供	国土交通省の持つ地質情報について引き続き、データの整備を進め、順次公開を行うとともに関係機関と共有化を図る。	国土交通省	平成23年度についても引き続きデータの整備を進め、順次公開を行う。				
63	2章2(1)	地すべり地形分布図の電子化	日本全国の地すべり地形分布図を作成し、Webで公開する。また、WMS(地理情報を処理するための国際規格)を用いて各種地理データとの重ね合わせを円滑に進めるため、公開システムの更新を行なう。Google Earthへの重ね合わせを進めるとともに、今後に向けてWFS(地理情報を処理するための国際規格)への対応を検討する。	文部科学省	平成27年までに全国約1,100面を作成し、Web上での公開を目指す。			○	
64	2章2(1)(3)	火山地質図、活断層図等の電子化	火山災害の軽減・防災計画に資することを目的として火山地質図の整備を進めるとともに、当該火山に関する各種データを集積して解説を加えた火山研究解説集を作成する。活断層に関しては、活断層活動確率地図、ストリップマップ、活構造図等の公開済みデータをデジタル化・統合する。	経済産業省	平成26年度までにこれまでの成果を含め火山地質図累計19図、火山研究解説集2件を整備する。活断層データベースについては従来の活断層情報と他の地質情報の統合化を進め、GIS化したデータベースとして整備する。	○			○
65	2章2(3)	環境GISの整備運用	環境の状況等に関するデータをデータベース化し、環境GISから情報配信するとともに、データのダウンロードサービスを行う。	環境省	環境の状況等に関するデータを逐次更新する。				

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	各種計画との連携(注)			
						①IT戦略	②新成長戦略	③海洋基本計画	④宇宙基本計画
66	2章2(1)	生息環境情報調査	環境との調和に配慮した土地改良事業の推進と農村環境の保全形成に資するため、広域農業地域を対象に生息環境の評価区分を行い、生息環境に関する地理情報を整備する。	農林水産省	平成23年度までに全国の広域農業地域のデータを整備する。				
67	2章2(1)(3)	生物多様性情報の整備・提供	生物多様性情報の整備を継続し、閲覧及びダウンロードによる提供を推進する。特に2万5千分の1植生図の整備、提供、GIS化の推進を図る。また、学術研究や自然環境モニタリングに資するため、国内及び国外におけるサンゴ礁の分布図を作成し、サンゴ礁分布図の閲覧やダウンロードサービスを行う。	環境省	2万5千分の1植生図について、平成24年3月までに国土の約6割整備・提供する。また、平成22年度までにサンゴ礁の分布図を作成する。				
68	2章2(1)	国有林における数値地図情報の更新	国有林における森林の状況の変化等に伴う地図情報の修正を森林計画樹立時に併せて実施し、森林吸収量報告に必要な森林の位置情報の品質を高めるとともに、国有林野事業の効率的な実施に資する。	農林水産省	概ね5年周期で国有林を占める地域の数値地図情報の更新が完了するよう計画的に毎年地図情報を更新する。				
70	2章2(3)	防災情報提供センターによる防災情報の提供	国土交通省内の各部局が保有する防災に関する情報を集約し、防災情報提供センターホームページにより提供する。	国土交通省	引き続き、ホームページによる情報提供を継続する。				
71	2章2(3)	水情報国土データ管理センターによる水に関する情報の提供	水に関する情報を集約し、水情報国土データ管理センターホームページにより提供する。	国土交通省	引き続き、ホームページによる情報提供を継続する。				
72	2章	国有財産情報公開システムの運用	国有財産に関する一件別の情報、全国の財務局等で売出中の入札物件等の情報、統計情報などについて、整備更新を行い、引き続き、閲覧・提供に供する。	財務省	毎年度継続的に行う。				
73	2章2(3)	取引価格等不動産情報の整備・提供の推進	不動産市場の透明化・取引の円滑化・活性化を図るため、取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、物件が特定できないよう配慮して不動産取引の際に必要な取引価格情報等の提供を行なう。	国土交通省	継続的に更新・提供を行う。				
163	2章2(3)	環境省大気汚染物質広域監視システム(そらめ君)の整備運用	大気汚染等の環境データを情報配信する。	環境省	環境データを逐次更新する。				
164	2章2(3)	環境省花粉観測システム(はなこさん)の整備運用	花粉等の環境データを情報配信する。	環境省	環境データを逐次更新する。				
188	2章3(1)	PRTRデータ地図上表示システムの運用	化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)に基づき届け出られた個別の工場・事業場における化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量(PRTRデータ)を地図上に表示する、「PRTRデータ地図上表示システム」を運用する。	環境省	PRTR制度に基づき届出対象化学物質の排出量及び移動量を個別事業所単位に地図上に表示。平成22年度に運用開始。平成23年度は届出対象事業となった医療業者等を追加予定。				

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	各種計画との連携(注)			
						①IT戦略	②新成長戦略	③海洋基本計画	④宇宙基本計画
(地形図)									
74	2章2(3)	数値地図25000の更新、提供	数値地図25000の更新、提供(刊行、インターネット提供)を引き続き実施する。	国土交通省	継続的な更新・提供を実施する。				
(地名情報)									
75	2章2(1)(3)	街区レベル位置参照情報等の整備・更新・提供	街区レベル位置参照情報を年1回以上更新する。さらに、大字・町丁目の位置参照情報を整備し、更新する。	国土交通省	毎年度更新する。				
(海域の地理空間情報)									
76	2章2(1)(3)	海域の地理空間情報の整備・提供	我が国の領海及び排他的経済水域において、海底地形の把握に資する水深データの収集や大陸プレートの動きを探る海底地殻変動観測等の海洋調査等を行い、海洋に関する基盤情報の整備を推進する。海上保安庁が保有する情報をビジュアルに重ね合わせ表示する海洋政策支援情報ソールの整備を進め、各種海洋政策の企画、立案に寄与する。	国土交通省	順次、海洋調査を実施し、海図等については、状況を把握してから国際基準に基づく手続きにのっとり速やかに整備する。海洋政策支援情報ソールは、平成23年度末までに整備する。		○	○	
(統計情報)									
77	2章2(1)(3)	統計GISの拡充	政府統計に関連する情報の一元的な提供を行う「政府統計の総合窓口(e-Stat)」上に統計地理情報システム(「地図で見る統計」(統計GIS))を整備・運用し、各府省が保有する地域統計データの同システムへの登録及び境域情報の整備を行い、各府省が作成した統計情報を提供する。	総務省 関係府省	継続的に実施する。				
78	2章2(1)	統計の二次的利用の推進	平成21年4月1日に全部施行された統計法、法に基づき策定された統計の二次的利用に関する各種ガイドライン及び政府として統計の整備方針を定めた、公的統計の整備に関する基本的な計画(「基本計画」)に基づき、統計の二次的利用の推進を図る。	総務省	継続的に実施する。				
(空中写真)									
80	2章2(1)	国有林における空中写真撮影	国有林における森林計画樹立にあたっての基礎資料として活用するために、主として国有林が占める地域を、計画的に空中写真撮影を行う。	農林水産省	概ね5年周期で国有林を占める地域の撮影を完了するよう計画的に毎年撮影を実施する。				
81	2章2(1)	国土の周期的な撮影	平地を主とする地域及び離島の周期的な撮影を行う。	国土交通省	概ね10年周期で撮影を行う。			○	
83	2章2(3)	航空写真画像情報所在検索・案内システムの充実	国、地方公共団体等の保有する空中写真を、地図上でワンストップで検索できる「航空写真画像情報所在検索・案内システム」の接続機関を増やす等の取組を充実させる。	国土交通省	接続機関を毎年増加させる。				
(衛星画像)									
84	2章2(1)	衛星画像の整備・提供(ASTER)	資源探査用将来型センサ(ASTER)による衛星画像の整備を行い、これをユーザーに提供する。	経済産業省	平成23年度についても、地球観測衛星データの継続的な提供を行う。		○		○

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)				
						① IT戦略	② 新成長戦略	③ 海洋基本計画	④ 宇宙基本計画	
85	2章2(1)	衛星画像の整備・提供(たいち)	平成18年1月に打ち上げられた陸域観測技術衛星「たいち」搭載センサPALSARによる衛星画像の整備を行い、これをユーザーに提供する。	経済産業省	平成23年度についても、地球観測衛星データの継続的な提供を行う。		○		○	
86	2章2(1)(2)	陸域観測技術衛星「たいち」(ALOS)の運用	基盤地図情報の継続的な整備・提供に資するため、関係府省や機関と連携しながら、陸域観測技術衛星「たいち」(ALOS)による地図作成、全国5万分の1の衛星画像の作成等の利用実証実験を実施する。	文部科学省	衛星の運用及び利用実証実験を継続することにより、基盤地図情報の整備・提供等に貢献する。		○		○	
(基盤地図情報)【基盤地図情報の整備・更新・提供】										
87	2章2(1)(2)	電子国土基本図の整備・更新	基盤地図情報と整合の取れた地図情報、デジタル空中写真を利用したオルソ画像(地図と重ね合わせ可能な写真)、居住地名や自然地名など位置を検索するためのキーとなる地名情報を整備・更新する。	国土交通省	国土の変化を捉え適時に地図情報の更新を行う。平成24年度までに、市街化区域・市街化調整区域内のオルソ画像を整備する。国土を構成する島等の地名情報を整備する。					
88	2章2(2)	道路関係図面の電子化	道路工事完成図等作成要領に基づく電子化を進めるなど、道路関係図面の電子化を進める。	国土交通省	データの整備・蓄積を進める。					
89	2章2(2)	地方公共団体への技術的支援	地方公共団体においても、都市計画基図など、通常、行政の各分野で整備・更新している基盤地図情報に係る項目を含む地図が基準に基づき電子的に整備・更新され、できる限り新鮮で高精度なものとして維持されるよう、技術的支援を行う。	国土交通省	引き続き、公共測量作業計画に対し技術的な助言を行い、測量成果が基準どおり作成されているか審査を行い結果を通知する。	○				
90	2章2(2)	基盤地図情報の整備・更新	基盤地図情報が様々な主体が整備する地理空間情報の基準として活用されるよう、国、地方公共団体等が整備・更新した大縮尺地図データや既存の数値地図2500及び数値地図25000をオルソ画像を利用するなどして集約・シームレス化し、より利便性の高い基盤地図情報の効率的な整備を進め、平成23年度までに概成する。	国土交通省	平成23年度までに全国の基盤地図情報を概成する。	○				
91	2章2(3)	基盤地図情報の提供	国及び地方公共団体が保有する基盤地図情報を集約し、シームレスに接合した縮尺レベル2500、25000相当の基盤地図情報を平成20年度からインターネットにより無償提供する。さらに、国以外でもこうした取組が普及するよう、地方公共団体等への働きかけや、相談体制の充実を図る。	国土交通省	平成20年度より、基盤地図情報のインターネットによる無償提供を開始した。引き続き、初期整備・更新作業の完了したデータを順次、提供する。					
92	2章2(3)	ワンストップサービスのシステム構築	国及び地方公共団体が公共測量において整備する各種の基盤地図情報を円滑に流通させるため、その所在を検索することができるクリアリングハウスの充実等を図るとともに、ワンストップで提供するサービスを関係機関と連携して実施する。	国土交通省	測量成果をワンストップで提供するサービスを平成21年4月に運用を開始した。引き続きワンストップサービスのシステム運用を行う。					
(基盤地図情報)【地籍調査、登記所備付地図等の電子化の推進】										
94	2章2(2)	地籍整備の推進	土地の有効利用の基盤となる地籍調査の推進を図る。	国土交通省	全国的に地籍情報の整備を進める。					

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)			
						① IT戦略	② 新成長戦略	③ 海洋基本計画	④ 宇宙基本計画
96	2章2(2)	地籍整備	不動産登記法に基づく筆界特定制度(筆界特定登記官が、関係資料や外部専門家の意見に基づき、登記された土地の境界(筆界)を適正かつ迅速に特定する手続き。平成17年度に導入。)や、裁判外紛争解決手続の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決制度(ADR)も活用して、地籍の明確化を推進していく。	法務省	地籍の明確化を継続して実施する。				
177	2章2(2)	都市部官民境界基本調査	通常の地籍調査に先駆けて、国が地籍調査の前提となる官民の境界情報の整備に必要な基礎的な情報を調査する。	国土交通省	地籍調査の実施が困難な都市中心部等において、地籍調査の推進を図る。				
178	2章2(2)	地籍整備推進調査	地籍調査以外の測量成果を地籍整備に活用する仕組みである国土調査法第19条第5項指定制度の申請を促進するため、都市部において民間開発や各種公共事業等を行う場合に、それに伴い実施される境界情報の整備に必要な調査・測量費用の一部を、国が補助する。	国土交通省	都市部において遅れている地籍整備の進捗を図る。				
179	2章2(2)	山村境界基本調査	山村地域において、境界に関する情報を簡易な手法で早急に保全するため、土地の境界に詳しい者の踏査により境界情報を保全する。	国土交通省	土地所有者等の高齢化や村離れが進み、土地所有者等による土地境界の確認が困難な状況となってきた山村地域において実施する。				
180	2章2(1)	土地分類基本調査(土地履歴調査)	土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然地形や改変履歴に関する情報を整備した上で、災害履歴等とともにわかりやすく提供する。	国土交通省	緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部において調査を実施する。				
189	2章2(2)	既存測量成果の活用方策検討調査の実施	用地取得図の作成後に行われた分合筆の情報の追加や測量精度の確認等を行い、登記所に備え付けるための課題を整理し、その対応策を検討する。	国土交通省	平成23年度末までに登記所に備え付けるための課題を整理し、その対応策を検討する。				
(基盤地図情報)【民間測量成果の活用方策の検討】									
97	2章2(2)	民間測量成果の活用	基盤地図情報の整備・更新における民間測量成果の活用について検討する。また、公共測量における民間測量成果の活用について検討し、運用を開始する。	国土交通省	基盤地図情報の整備・更新における民間測量成果の活用について検討する。また、引き続き公共測量における民間測量成果の利活用について運用する。				
(基盤地図情報)【基準点情報の維持管理等】									
98	2章2(2)	セミ・ダイナミック補正の推進	基準点測量を計画的に実施するとともに、セミ・ダイナミック補正(基準点測量の結果から地殻変動の影響を取り除く方法)を推進する。	国土交通省	セミ・ダイナミック補正に必要な地殻変動補正パラメータを作成し毎年公開する。				
99	2章2(2)	基準点に関する情報の整備・提供	基準点に関する情報を整備・管理し、インターネットによる提供のため「基準点GIS」を構築する。	国土交通省	平成23年度末までに、未点検のデータを登録する。また、閲覧サービスの利便性向上のため、システムの高度化を図る。				
100	2章2(2)	インテリジェント基準点の整備の推進	基準点にICタグを付加したインテリジェント基準点の整備・導入を順次図り、その普及啓発活動や関係機関に対する技術的支援を行い、基準点の維持管理及び活用の高度化に努める。	国土交通省	平成24年度末までに高度地域基準点2,400点のインテリジェント化を図るとともに、公共基準点への導入を推進する。				

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)				
						① IT戦略	② 新成長戦略	③ 海洋基本計画	④ 宇宙基本計画	
101	2章2(2)	離島の位置情報基盤整備	海洋を含む国土の総合的な管理の観点から、遠隔の離島における基準点の設置、維持、管理を実施していく。	国土交通省	平成20年度から平成21年度までに当初目標の3島について基準点を整備した。平成22年度から平成24年度末までに基準点が未設置の離島のうち2島について基準点を整備する。			○		
102	2章2(2)	公共測量成果の世界測地系への移行促進	世界測地系への移行のため、変換ソフトをインターネットで公表し、測量業務担当者を対象とした担当者会議等において指導、啓発を行う。	国土交通省	引き続き、世界測地系への移行のため、変換ソフトをインターネットで公表する。					
(基盤地図情報)【整備・更新に関する情報提供】										
103	2章2(3)	基本測量及び公共測量の実施情報の提供	基本測量及び公共測量の実施地域や期間についてインターネットにより情報提供を行う。また、測量計画機関の連携による効率的な測量の実施を図るため、リアルタイムでの情報提供を検討する。	国土交通省	引き続き、インターネット等により情報提供を行う。					
(ウェブマッピングシステムによるデータ提供)										
104	2章1(2)2(3)3(1)	電子国土Webシステムの機能拡充と普及	国民がWebGISを利用して容易に情報の公開や共有をすることができる電子国土Webシステムについて、サービスを引き続き提供するとともに、機能の拡充と普及を図る。	国土交通省	引き続き電子国土Webシステムのサービスを提供するとともに機能の拡充と普及を図っていく。					
105	2章1(2)2(3)3(1)	国土交通地理空間情報プラットフォームの構築	国土交通省が持つ様々な情報を電子地図上に整理した地理空間情報プラットフォームについて、重ね合わせ情報のさらなる拡充を進める。	国土交通省	平成22年度までに先駆的導入を行ったことを受け、平成23年度の普及を目指す。					
106	2章2(3)3(1)	国土情報ウェブマッピングシステムの拡充	国土数値情報を閲覧するための国土情報ウェブマッピングシステムの提供データを拡充する。	国土交通省	引き続き運用し、毎年データを拡充する。					
107	2章2(3)	地理情報標準に準拠した府省横断的地理情報カタログ・配信システム(GEO Grid SDK)の構築	各機関に分散して管理されている地理空間情報に係わるデータセットを、効果的かつ効率よく検索するために、その検索方法を地理空間情報検索方法の国際標準であるCS-W対応に置き換え、データ管理者のポリシーを考慮した上でデータをインターネットにて提供・流通させるために、OGC(Open Geospatial Consortium)およびOGF(Open Grid Forum)に準拠したソフトウェア(ツールキット)を開発し、標準的なWMSやWPSによるデータの利活用を図る。	経済産業省	地理空間情報検索方法の国際標準であるCS-Wを用いた実験をASTERデータに対して行う(3年: H20-22)。また、地理情報データが整備(メタ情報同時作成)されてから2年以内にメタ情報カタログの整備をする。	○	○		○	
(地方公共団体への支援等)										
108	2章2(3)	GISを活用した交通規制情報の提供	都道府県警察において管理する交通規制情報をGISで扱うため、全国統一のフォーマットによりデータベース化し、適時適切な管理を行う。このデータベース上の情報を提供することにより、カーナビゲーション装置等を通じた情報提供の高度化を可能とし、安全運転支援や適切な経路誘導等を通じて交通の安全と円滑を図る。	警察庁	交通規制情報管理システムの的確な管理及び運用を行う。					

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)			
						① IT戦略	②新 成長 戦略	③ 海洋基 本計画	④ 宇宙基 本計画
109	2章2 (3)	地理空間情報の提供・流通に関するルール の普及啓発	基盤地図情報に関する省令・告示、地理空間情報の提供・流通に関するルール等について、全地方公共団体や関係機関等へ周知する。また、パンフレット等の作成・配布やセミナー開催等により普及活動を実施する。	国土交通省	基盤地図情報に関する省令・告示について、全地方公共団体や関係機関等へ必要に応じて引き続き周知する。また、地理空間情報の提供・流通に関するパンフレット等の作成・配布やセミナー開催等により普及活動を実施する。				
110	2章1 (2) 2(1)	ヘルプデスクによる技術的支援	地理空間情報の電子的整備・更新に関する技術的支援の方策の検討を実施し、一元化した基盤地図情報問合せ窓口を含むヘルプデスクにより技術的支援を行う。	国土交通省	問合せ窓口を含むヘルプデスクにより技術的支援を行う。				
167	2章2	防災関連情報基盤の構築によるハザードマップ普及促進	統一規格による地震ハザードマップの作成率向上のため、既存データの変換手法や被害想定データの入手方法等マップ作成のガイドブックの作成および中央防災会議に使用した被害想定データを統一規格に変換することにより、地方公共団体によるハザードマップの作成および住民周知を促進する。	内閣府	地震被害想定データの仕様素案を基に、統一的なフォーマットでハザードマップを作成できるようにするための環境整備を実施することにより、より分かりやすいハザードマップの普及を促進し、国民に「備え」の行動を促進させる。				

3. 地理情報システムの活用の促進

(国における活用)

111	2章3 (1) (2)	災害リスク情報プラットフォーム	国・地域・個人々の防災力向上を図るため、各機関に散在した各種災害情報を集約し、GISを活用したハザード・リスクマップなど災害リスク情報の作成・統合・提供を行うシステムを構築する。	文部科学省	平成24年度までにシステムを構築し、一般への情報提供を開始する。		○		
113	2章3 (1)	文化遺産オンライン構想の推進	災害等に対応した文化財保全のための位置情報システムの確立等を図る。	文部科学省	平成24年度までにシステムを構築する。				
114	2章3 (1)	生物多様性情報システム等の整備・活用推進	生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGISによる生物多様性情報の利活用の推進を図る。また国内及び国外におけるサンゴ礁の分布図をGISにより作成し、保全のための基礎データを整備するとともに、これらの閲覧やダウンロードサービスを行うことで、学術研究や自然環境モニタリングに資する。	環境省	WebGISを活用したデータの提供及び多様な解析を可能とする機能の充実を進める。平成22年度までに分布図を作成し、閲覧等のサービスを開始する。				
116	1章52 章3 (1)	国土計画等への地理空間情報の活用	国土政策の企画・立案等のために整備されている省内向けシステム「新国土数値情報利用・管理システム(NewISLAND)」を運用する。	国土交通省	データベースを充実させ、引き続き運用する。				

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)				
						① IT戦略	② 新成長戦略	③ 海洋基本計画	④ 宇宙基本計画	
117	2章3(1)	産業振興に資する地理情報共有Webゲートウェイの構築	様々な情報提供サービスに必要なウェブマッピングシステムの提供、改良を進め、国際標準化に貢献し、産業技術力強化を図る。具体的には、オープンソースによるWebGIS基幹部としてWMS/WFS/CS-Wの独自ミドルウェアを開発。特に画像データベースへの高速アクセス、並列・マルチスレッド・マルチストリーム処理による高性能化を図る。また、データのセキュリティ(アクセス認可)について、データ発信者が策定したポリシーに忠実に従う機能を付与する。	経済産業省	オープンソースソフトウェア(FOSS4G)などの高性能化、セキュリティ対応を図る(3年:H21-23)。Webベースでのデータ解析等のサービス(WPS)を整備することで、インターネットを通じてのソフトウェア機能の提供(SaaS的な利用)を普及させる(3年:H21-23)。多種多様なデータ統合を普及させるために国際標準OGC(Open Geospatial Consortium)に準拠したOGC Web Service Phase 6 (OWS-6) およびその後継プロジェクトと協力して進める。	○	○		○	
168	2章3(1)	総合交通分析システムの機能更新・拡充	総合交通分析システムにおいては、地理情報システムを活用することにより、経路探索結果を分析・図化することが可能となっている。システムを提供するにあたり、道路ネットワーク等の地理空間情報を定期的に更新、拡充している。	国土交通省	引き続き、現行総合交通分析システムの運用・提供を行う。					
190	2章3(1)	Web連携型国有林地理情報システムの整備	現行の国有林地理情報システムの機能補完を行い、民有林と森林情報の共有化による図面計画の作成や情報公開等に対応したシステム整備を実施する。	農林水産省	平成24年度までに基本システムを構築し、その後も改良を重ねていく。					
(地方公共団体等における活用促進)										
120	2章3(2)	都道府県における森林GISの整備	都道府県における森林関連情報を一元的に管理する森林GISの整備を支援する。	農林水産省	平成23年度末までにGISの活用等により地域森林計画の変更を100%完了する。					
169	2章3(2)	衛星画像を活用した損害評価方法の確立	水稲共済について、衛星画像及びGISデータを活用した損害評価方法の確立を図る。	農林水産省	衛星画像を活用した損害評価方法について、平成28年度からの全国的な本格導入を図る。				○	
191	2章3(1)(2)	口蹄疫防疫マップの開発	口蹄疫発生時等に適切な防疫措置を企画し、実施するため、発生農場周辺に所在する農場の位置関係、家畜の飼養頭数、畜産関係施設等を迅速に把握するシステムを構築する。	農林水産省	平成23年度中に基本システムを開発し、農場地理情報等基礎データを取り込み利用可能な状態に整備する。					
192	2章3(2)	市町村における森林GISの整備	市町村における森林関連情報を一元的に管理する森林GISの整備を支援する。	農林水産省	平成23年度末までにGISの活用等により市町村森林整備計画の変更を100%完了する。					
第3章 衛星測位に関する施策										
1. 信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保するための衛星測位に係る連絡調整等										
(システム運営主体との連絡調整)										
121	1章6章3章1(1)	日米GPS会合	1998年の日米首脳声明に従い定期的に開催されるGPSの利用に関する重要事項を検討・討議するための会合を開催する。	外務省 内閣官房 関係府省	引き続き会合を開催し、必要な調整を行っていく。					

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)				
						① IT戦略	② 新成長戦略	③ 海洋基本計画	④ 宇宙基本計画	
122	1章6 3章1 (1)	国際衛星航法システム(GNSS)に関する国際委員会(ICG)及びGNSSシステムプロバイダーフォーラムへの参画	国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)において設立された衛星航法システムに関する国際委員会は、関心国・組織により、衛星測位に関する情報交換等をボランティアベースの活動として実施しているが、当該会合に参画し、関係各国の衛星測位システムの開発・利用状況について情報収集を行うとともに、衛星測位システムの運用機関(プロバイダー)との連携を深める。	関係府省	我が国としても引き続き参画し、国際動向等について情報収集を行うとともに、各国との連携を深める。					
(衛星測位の利用環境の向上に資する情報提供等)										
123	3章1 (2)	衛星測位の利用環境の向上に資する情報提供	関係府省の担当者から構成される地理空間情報活用推進会議衛星測位ワーキンググループにおいて、国内の利用者のニーズを踏まえて、米国GPSの運用等に関する情報を、必要な利用者に的確に伝わるようなシステムの在り方について検討し、その結論に基づき必要な措置を講ずる。	推進会議(衛星測位ワーキンググループ)	推進会議(衛星測位ワーキンググループ)において検討を進める。					
2. 衛星測位に係る研究開発の推進等										
(基礎的・基盤的な研究開発等の推進)										
125	3章2 (2)	GPSを利用した航空機の高精度航法システムに関する研究	GPS受信端末と機上慣性航法装置とを複合した航空機用の超小型航法装置(位置センサ)及びそれを利用した高精度・高信頼航法システムの研究開発を推進する。	文部科学省	平成24年までに、精密進入を可能とするレベルの技術実証を行う。					
170	3章2	小型化等による先進的宇宙システムの研究開発	大型衛星に劣らない機能、低コスト、短期の開発期間を実現する高性能小型衛星等の研究開発等を行う。これにより、観測の高頻度化、高速処理化等を図る。	経済産業省	平成24年度までに、光学分解能:0.5m未満(軌道高度:500km)、データ伝送速度:800Mbps、質量:約500kg、開発・製造コスト:従来の約10分の1、開発期間:従来の約3分の1を達成する。		○		○	
(準天頂衛星システム計画の推進)										
126	1章1 (3) 3章2 (3)	初号機の準天頂衛星による技術実証・利用実証等	準天頂軌道の衛星システム計画に関し、所要の研究開発を実施するとともに、1機の準天頂衛星を打ち上げ、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省による技術実証、民間、府省等による利用実証を行う。	総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省 関係府省	平成22年度に引き続き技術実証・利用実証を行う。		○		○	
127	3章2 (3)	準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書の公開等	準天頂衛星システム(QZSS)に対応するユーザ受信端末(カーナビ、携帯電話等)やユーザアプリケーションの開発に必要なQZSSと利用者間のインターフェース、要求されるサービス性能の仕様などをユーザに対して提供する「準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書」を作成、公開する。	文部科学省	平成22年に作成、公開し、平成23年に改訂した準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書(1.2版)について、必要に応じて更新を実施する。		○			

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	各種計画との連携(注)				
						①IT戦略	②新成長戦略	③海洋基本計画	④宇宙基本計画	
193	3章2(3)	準天頂衛星システム事業計画等宇宙の総合的利用の推進	「当面の宇宙政策の推進について」(平成22年8月27日、宇宙開発戦略本部決定)に基づき、府省横断的に構築すべき国家基幹宇宙インフラ(「準天頂衛星システム」及び「衛星データ利用促進プラットフォーム」)の整備に必要な事業計画を策定する。	内閣官房	平成23年度中に事業計画を策定する。		○		○	
(国の機関等による衛星測位の利用の取組)										
128	3章2(4)	大規模災害時等における政府の危機管理体制の強化	ヘリコプターや広域緊急援助隊の位置の把握に衛星測位を利用する。	警察庁	衛星測位を利用したヘリコプターテレビシステム等を継続して活用する。					
129	3章2(4)	捜査員の位置情報の把握への衛星測位の活用	捜査員の位置の把握に衛星測位を利用する。	警察庁	衛星測位の利用を継続する。					
131	3章2(4)	自衛隊による衛星測位の利用	航空機、艦船等の航法等に衛星測位を利用する。	防衛省	衛星測位の利用を継続する。					
132	3章2(4)	登記所備付地図作成	登記所備付地図作成に衛星測位を利用する。	法務省	衛星測位を利用した登記所備付地図作成を継続して行う。					
133	3章2(4)	衛星測位を利用した人工衛星等の高精度軌道決定等	衛星測位等を利用して周回衛星等の軌道を高精度で決定するとともに、その精度の向上を図る研究を実施する。	文部科学省	「いぶき」及び将来衛星(ALOS-2等)において、衛星測位を利用した高精度軌道決定及び精度向上のための研究を継続実施する。		○			
134	3章2(4)	活断層調査の総合的推進	活断層調査の一環として、詳細地殻変動分布の解明のための衛星測位技術を用いた調査観測を実施する。	文部科学省	活断層等の評価の高度化に資する。特に、平成23年度までに神縄・国府津一松田断層帯、平成24年度までに上町断層帯、平成25年度までに警固断層帯の評価の高度化に資する。		○			
135	3章2(4)	海底GPS技術開発	衛星測位技術を用いた海底地殻変動観測システムの開発を実施する。	文部科学省	平成26年度までに海底GPSを用いた海底地殻変動観測技術の高度化を図る。		○			
136	3章2(4)	ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究	ひずみ集中帯での地震発生メカニズム解明の一環として、衛星測位技術を用いた精密なひずみの観測を実施する。	文部科学省	平成24年度までに東北日本の日本海側の「ひずみ集中帯」の地殻変動分布を明らかにする。					
139	3章2(4)	有害生物被害防止対策	有害生物の出現状況の把握と情報提供の実施に際し、調査船等により得た出現・予測情報を、日々の更新データ提供(PDF)と併せてGISによる提供を行い、情報利用者の利便性の高い情報として漁業関係者等に提供する。	農林水産省	大型クラゲの出現情報を利用者の利便性を考慮した形で漁業関係者等に提供する(予算上の事業年度は平成24年度末)。					
140	3章2(4)	農作業の軽労化に向けた農業自動化・アシストシステムの開発	ほ場内にオペレータが入ることなく、稲麦大豆作において耕うんから収穫まで、すべてのほ場作業をロボット化する無人機械作業体系を開発する。	農林水産省	平成26年度までに、稲麦大豆作において耕うんから収穫までの一連の作業を遂行できる農作業ロボットシステムを開発し、大規模農業から小型分散圃場への適用を可能とするシステムを開発する。					

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)			
						① IT戦略	② 新成長戦略	③ 海洋基本計画	④ 宇宙基本計画
145	3章2(4)	農業環境資源地点情報の整備	土壌調査、植生調査、昆虫採取及び土壌微生物等の衛星測位等による採取地点情報の整備を行い、データベース化し、時空間情報として視覚化する手法を開発する。	農林水産省	平成23年度までに、地理情報が少ない古い標本情報をさらに追加登録する。さらに、他のデータベース(土壌情報閲覧システムなど)と統合し、より利用範囲の広い農業環境インベントリーシステムを構築する。				
146	3章2(4)	衛星測位・無線通信技術を用いた農地への野生生物追跡技術の開発	鳥獣害予防のために、無線通信技術を用いた野生生物の接近警報及び衛星測位による精密な位置情報の取得を行う。	農林水産省	平成23年度までに多段無線リレーによるデータ通信の試験を行う。				
147	3章2(4)	海上保安庁における緊急通報118番(位置情報等)の受付体制	緊急通報118番(位置情報等)の受付体制の運用において衛星測位を利用する。	国土交通省	引き続き、緊急通報118番(位置情報等)の受付体制の運用において衛星測位の利用を継続する。				
171	3章2(4)	大規模営農支援システムの開発	「GISを利用した農作業履歴管理システム(FARMS)」を基礎とし、低価格GPSを搭載した農業機械の稼働状況モニタリング装置を継続利用して作業履歴の蓄積を効率的に行うシステムを開発する。また、開発システムを大規模経営体における現地実証的な試験に供し、効果を検証する。	農林水産省	平成23年度までに実証試験システムを開発し、大規模経営体での実証運用を開始する。				
181	3章2(4)	広域コントラクターのための携帯端末を利用した作業計画・管理支援システム	飼料イネの収穫・調整・集荷作業や堆肥散布など各作業を円滑に進めるため、GPS搭載携帯情報端末を利用した、記録すべき項目を自由に設定できる、広域コントラクター向け作業計画・管理支援システムを開発する。	農林水産省	平成24年までに同システムを完成させ、あわせてソフトウェアの配布等をできるようにする。		○		
194	3章2(4)	ふくそう海域での事故半減を目指すICTを活用した新たな安全システムの構築	船舶位置情報に関し、DGPSに加え準天頂衛星システムからの補正情報の入力手法について技術開発を行う。	国土交通省	H23年度末までに船舶交通の安全性・利便性の向上を目指す。				○
195	3章2(4)	高度な国土管理のための複数の衛星測位システム(マルチGNSS)による高精度測位技術の開発	準天頂衛星を含む複数の衛星測位システム(マルチGNSS)のデータを統合的に利用し、短時間に高精度に位置情報を取得し、測量等に適用するための技術開発及び標準化を実施する。	国土交通省	平成26年度までに、マルチGNSSの解析技術等を開発、検証し、公共測量等に適用するための高精度測位技術の標準化を行う。		○		○
196	3章2(4)	GPS波浪計による波浪・津波観測の高精度化	GPS波浪計による波浪及び津波観測システムについて、さらに準天頂衛星の測位情報も活用して、より高精度で安定した観測を可能とする改良の検討を行う。	国土交通省	平成23年度中により高精度で安定した観測を可能とする改良の方向性について結果を得る。				○
197	3章2(4)	障害に強い(ロバストな)位置情報のための地域的測位衛星の高度利用	米国のGPSの一部または全部が停止した場合を想定して、我が国が保有する準天頂衛星及びMSASIにより位置の測定を行う方式の利用精度、利用可能性について検討、実証する。(宇宙利用促進調整委託費により実施)	文部科学省 国土交通省	米国のGPSの一部または全部が停止した場合の性能解析、実証実験を平成24年度まで実施する。				

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携(注)			
						① IT戦略	② 新成長戦略	③ 海洋基本計画	④ 宇宙基本計画
198	3章2(4)	地方・ローカル線・路面電車に有効な地上システムが省力化可能な運転管理システムの技術開発の推進	列車の位置、速度などの運転状況を地上設備によらず、車上設備で検出し、センタ処理装置との通信を行って先行列車の位置を把握し、先行列車位置に応じた列車制御を行う運転管理システムの基礎技術を確立する。	国土交通省	平成23年度中に新たな運転管理システムの技術仕様書をまとめる。				○
199	3章2(4)	操業管理適正化	我が国遠洋漁船の操業秩序確保の観点から、VMS(船舶位置測定システム)を活用した操業位置の監視及び漁獲報告との整合性の確認を行う。	農林水産省	かつお・まぐろ類資源管理を行う各地域漁業管理機関の決議遵守のためのシステムであり、平成27年度まで必要に応じて随時システムの改修を行う。				
200	3章2(4)	VMSシステム開発及び設置	大型官船の公海域への派遣により手薄となった我が国の排他的経済水域の取締勢力を補充し、効率的な取締体制を再構築するため、大中型まき網漁業等国内主要漁船にVMS(船舶位置測定システム)を設置する。	農林水産省	平成23年度中に大中まき網漁船及び沖合底びき網漁船200隻にVMS端末を設置する。			○	
(衛星測位の利用のための情報提供)									
148	3章2(4)	衛星測位を利用した航空交通の安全確保及びサービス向上	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。	国土交通省	引き続き、衛星航法補強システムの運用を継続する。				
149	3章2(4)	衛星測位を利用した海上交通の安全確保	船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。	国土交通省	引き続き、ディファレンシャルGPSの運用を継続する。				
150	3章2(4)	衛星測位を利用した測定の効率化等(電子基準点測量)	GPSを用いた測定の効率の向上等のため、全国に配置した電子基準点によるGPS連続観測システムを運用する。	国土交通省	国家基準点体系の維持と測量のための基準点として、安定的な運用を行う。	○		○	○
(地方公共団体及び民間における衛星測位の利用)									
151	3章2(4)	携帯電話からの119番通報における発信位置情報通知システムの導入促進	衛星測位を用いた携帯電話からの119番通報における発信位置情報通知システムの導入促進を図る。	総務省	引き続き、消防本部において、携帯電話からの119番発信位置情報通知システムの導入を図る。				
172	3章2(4)	エネルギーITS推進事業	省エネルギー効果の高いITSの実用化を促進する事業において、自動運転・隊列走行に関する要素技術開発を行い、その中でGPSを用いた高度な位置測定、画像認識を用いた周辺環境認識等の要素技術の開発等を行う。	経済産業省	平成24年度までに、自動運転・隊列走行に必要となるGPSを用いた高度な位置測定、画像認識を用いた周辺環境認識等の要素技術を開発する。		○		
201	3章2(4)	衛星利用の裾野拡大プログラム(宇宙利用促進調整委託費)	平成22年度に「みちびき」が打上げられ、我が国の測位衛星利用の高度化が期待されている。現在、測位衛星利用については、カーナビゲーションやGPS機能付き携帯電話など、国民生活の中に幅広く浸透しているが、準天頂衛星の打上げを契機に従来の衛星利用の枠を超えた新たな利用を開拓する。	文部科学省	測位衛星の利用の裾野の拡大に向けて、従来の衛星の枠を超えた新たな利用方法の開拓を推進する。最長で平成24年度まで。				

(注)「各種計画との連携」の項目中、

- ①「IT戦略」とは、「新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)」を、
- ②「新成長戦略」とは、「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」を、
- ③「海洋基本計画」とは、「海洋基本計画(平成20年3月18日閣議決定)」を、
- ④「宇宙基本計画」とは、「宇宙基本計画(平成21年6月2日宇宙開発戦略本部決定)」を指す。

本計画は、平成23年4月末時点の施策をとりまとめたものである。